

一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会おかやま福祉互助制度規約 新旧対照表  
(案)

旧	新（下線部分を追加）
<p>【役員の任期】 第 10 条 役員の任期は 2 年とする。</p>	<p>【役員の任期】 第 10 条 役員の任期は、<u>選任された事業年度の 6 月 1 日から 2 年とする。</u></p>
<p>【給付審査委員会】 第 12 条 3 給付審査委員会委員の任期は 2 年とする。</p>	<p>【給付審査委員会】 第 12 条 3 給付審査委員会委員の任期は、<u>選任された事業年度の 6 月 1 日から 2 年とする。</u></p>
<p>附則</p>	<p>附則 <u>6 この規約は平成 28 年 5 月 26 日に改正し、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。</u></p>